

No.	質問	回答
1	特定貨物自動車運送事業者等の対象となる事業者は何でしょうか。	一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び特定第二種貨物利用運送事業の許可を受けている事業者のうち、輸送能力が150台以上の事業者が対象です。
2	オンラインシステムの運用開始時期はいつ頃でしょうか。	令和8年4月1日より運用開始予定です。
3	特定事業者の指定の届出の〆切はいつでしょうか。	毎年5月末です。輸送能力が150台を上回りましたら翌年度の5月末までに届け出るようお願いいたします。
4	輸送能力の算定方法を教えてください。	各事業者が運輸支局を経由して運輸局に届け出ている「一般貨物自動車運送事業の経営許可申請書」又は「事業計画変更届出書」等の各様式によって届け出ている車両数ごとの合計で算出します。けん引車と被けん引車はそれぞれ分けて算出いただきますようお願いいたします。
5	中長期計画を5年の途中で変更があり再提出をした場合、再提出の年度から変更が無ければ再提出年度から数えて5年提出しなくても良いでしょうか。	ご認識の通りです。例えば、2026年に指定を受けて2026年に中長期計画を出したのち、変更があり2027年7月末までに2027年4月～2031年3月を実施期間に変更した計画を作成・提出した場合、計画期間中に変更が生じなかった場合は、2031年7月末日まで特段毎年の提出は不要です。
6	「定期報告において改善が進まない事項等について、中長期計画に記載がない」ことはどのように確認されるのでしょうか。	特定事業者には中長期計画・定期報告書の双方を提出いただく必要がございますので、両書類を必要に応じて比較する等して確認させていただきます。
7	「全ての運行」とは会社全体の1年間の運行全てを指すということでしょうか。	ご認識のとおりです。物流の効率化のため、ご協力をお願いいたします。
8	報告徴収・立入検査の対象となるのはどのような場合でしょうか。	特定貨物自動車運送事業者等の指定及び指定の取消しのために必要な場合と、特定貨物自動車運送事業者等の勧告及び命令に際して必要な場合がございます。
9	中長期計画の内容や定期報告の内容が不十分な場合や、中長期計画が未達の場合は、どのような罰則が適用されるでしょうか。	努力義務の実施状況が判断基準に照らして著しく不十分である場合には、勧告や、場合によっては公表・命令といった措置を行うことがございます。なお、命令に違反した場合は、法第75条第1号の規定に基づき、100万円以下の罰金が科されます。
10	年度内に1度でも150台を上回ったことがあれば、年度末時点の車両数が150台を下回っていても翌年度の指定を受ける必要があるでしょうか。	繁忙期の増車等で一時的に基準能力（150台）を上回る場合は輸送能力届出書の提出は不要ですが、継続して輸送能力が150台を上回っており、特定貨物自動車運送事業者等に該当する可能性があるにもかかわらず届出がない場合については、法第41条第1項に基づく報告徴収や立入検査を行うことがございます。
11	指定を受けている事業者が、年度内に1度150台を下回り、再度150台を上回った場合は、指定の取消しを申し出る必要はないでしょうか。	閑散期の減車等で一時的に基準能力（150台）を下回り、その後基準能力（150台）を再び上回った、もしくは上回る見込みがある場合、特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消の届出は不要です。
12	一般貨物自動車運送事業と特定第二種貨物利用運送事業を兼用している車両は1台と換算するのでしょうか。	輸送能力を1台として算定することに差し障りございません。
13	貨物軽自動車運送事業で使用する車両も輸送能力に含まれるのでしょうか。	特定貨物自動車運送事業者等には貨物軽自動車運送事業者も含まれるため、貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車等も輸送能力に含まれます。
14	指定の取消しの申し出の期限は「輸送能力が基準能力を下回った年度」の翌年度であればいつでもよいのでしょうか。	特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消の届出は翌年度内であればいつでも可能ですが、7月末時点で指定の取消がなされない場合は中長期計画や定期報告の提出が必要となります。
15	指定及び指定の取消しの手続を期限内に行わない場合、罰則はあるのでしょうか。	輸送能力が基準能力（150台）を上回っているにもかかわらず特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る届出を行わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、法第76条第1号の規定に基づき、50万円以下の罰金が科されます。
16	指定の取消しを受けた事業者が、その後当該年度内に150台を上回った場合は、翌年度に再度指定を受けるのでしょうか。	特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消を受けた後、再び継続的に基準能力（150台）を上回った場合は、翌年度改めて特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る届出を行う必要がございます。
17	オンラインシステムの操作方法の問い合わせ窓口はどちらになるのでしょうか。	内容によって問い合わせ先が変わるところですが、特に物流効率化法の観点であれば専用の問合せアドレス（hqt-bukkoho-system@gxb.mlit.go.jp）を準備しています。
18	一般貨物の許可取得済みかつ軽貨物届出済みの事業者は、一般貨物自動車運送事業の主たる事務所を管轄する運輸局あてに提出すれば良いでしょうか。	ご認識のとおり、一般貨物自動車運送事業の許可を取得しており、かつ貨物軽自動車運送事業の届出を行っている特定貨物自動車運送事業者等に該当する事業者は、一般貨物自動車運送事業の主たる事務所を管轄する地方運輸局等に指定に係る届出書類をご提出（オンラインシステムの場合は、主たる事務所を管轄する地方運輸局等を選択）ください。（運輸支局等では受理いたしませんのでご注意ください。）
19	定期報告について、運輸局側からリマインド等が行われるのでしょうか。	定期報告の提出がなされない場合は、運輸局等から適宜催促いたしますが、応じない場合等は法第76条第3号の規定に基づき50万円以下の罰金が科されます。

20	一度指定を受けた後、150台を下回り指定対象から外れた場合、5年経過後の中長期計画の提出等は不要でしょうか。	輸送能力が基準能力（150台）を継続して下回った場合でも、特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消に係る届出を行わない場合は、5年ごとの中長期計画の提出及び1年ごとの定期報告の提出が必要です。
21	特定荷主、特定倉庫業者、特定貨物自動車運送事業者等の複数の指定を受けた場合、それぞれの指定ごとに中長期計画、定期報告、物流統括管理者の手続きが必要でしょうか。	特定荷主、特定倉庫業者、特定貨物自動車運送事業者等の複数の指定を受けた場合、それぞれの指定ごとに中長期計画の提出、定期報告の提出、物流統括管理者（特定荷主のみ）の選任義務が生じます。
22	一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいます。個々の事業では事業用自動車の台数は150台に達していませんが、両方を合計すると150台を超えます。この場合、輸送能力届出書の提出は必要でしょうか。	事業者として自動車を保有する台数が基準能力（150台）を上回っている場合、特定貨物自動車運送事業者等に該当いたしますので、輸送能力届出書の提出が必要となります。
23	特定貨物自動車運送事業者等の指定取消しを受けた場合、翌年度に指定事業者であった前年度分の定期報告書の提出は必要でしょうか。	7月末日までに特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消を受けた場合、前年度の定期報告書の提出は不要です。
24	特定貨物自動車運送事業者等が貨物自動車運送事業を譲渡した場合の手続きを教えてください。	特定貨物自動車運送事業者等の指定を受けた事業者が貨物自動車運送事業を譲渡する場合は、速やかに特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消に係る届出を行う必要がございます。当該事業を譲受けた事業者は、翌年度の5月末までに輸送能力届出書を提出する必要があります。
25	特定貨物自動車運送事業者等が合併された場合、被合併会社は登記時に消滅するため翌年度に合併後存続する会社が指定取消申出書を提出し、合併後も150台を維持していれば、併せて翌年度の5月までに輸送能力届出書を提出すればよろしいのでしょうか。	特定貨物自動車運送事業者等の指定を受けていた被合併会社は、法人が消滅する時点で速やかに特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消に係る届出を行っていただく必要がございます。 合わせまして、合併後に150台以上を維持していた場合には、存続する会社が翌年度の5月末までに輸送能力届出書を提出いただく必要がございます。
26	特定貨物自動車運送事業者等が、住所、法人名、代表者を変更した場合、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法の手続きをとっていれば、特段の手続きは不要でよいでしょうか。	変更の届出は特段不要ですが、次回提出時の情報の更新は必要です（届出システムで提出する場合、事業者名と代表者氏名はGBizIDの情報の更新のみで構いません）。 中長期計画・定期報告については、事業者名・代表者氏名以外の変更があった場合については、遅くとも次の定期報告を提出するまでに、中長期計画も更新して提出してください。その際に、「Ⅰ特定貨物自動車運送事業者等の名称等」の各欄の変更のみの場合は、「計画内容の変更有り」にチェックは不要です。
27	引越シーズンにおけるレンタカー使用など、レンタカーによる一時増車の台数も輸送能力に含めるのでしょうか。	「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて（平成15年2月14日国自貨第90号）」に基づき、引越し繁忙期に限りレンタカーによる増車等で一時的に基準能力（150台）を上回る場合は、特定貨物自動車運送事業者等に該当いたしませんので、輸送能力届出書の提出は不要です。
28	特定貨物自動車運送事業者等も物流統括管理者（CLO）の選任義務は生じますか。	特定貨物自動車運送事業者等には物流統括管理者の選任義務は生じません。